2025年4月30日

各　位

会 社 名　株式会社ウイルコホールディングス
代表者名　代表取締役社長　松浦　昌宏
（コード：7831 スタンダード市場）
問合せ先　取締役　鈴木　正守
（TEL．076-277-9811（代表））

再発防止委員会の最終報告書に関するお知らせ

当社は、コーポレートガバナンス及びコンプライアンス強化及び再発防止策の策定並びにその実行状況のモニタリングのため、第三者の専門家からなる再発防止委員会（以下「委員会」という。）を、去る2024年9月1日に組成しました。委員会による中間報告につきましては、2024年12月20日の「再発防止委員会の中間報告書に関するお知らせ」において開示致した通りです。再発防止委員会は、再発防止策の実行に関するモニタリング段階においては、危機管理及び法律的な専門性が求められるため、2025年1月から2名の体制として継続し、当社は委員会の提言に基づき、2025年1月24日付で「改善計画・状況報告書」を開示いたしましたが、今般、委員会から2025年4月28日付にて「再発防止委員会の最終報告書（意見書）」を受領いたしました。当社は、最終報告書の内容を当社にて要約し、再発防止委員会が確認した「再発防止委員会の最終報告書（要約版）」として添付の通り開示いたしますのでお知らせします。当社は引き続き、改善計画に盛り込まれた改善措置を確実に実行し、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様からの信頼回復に向けて全力を尽くす所存であります。

以上

２０２５年4月２８日

株式会社ウイルコホールディングス
代表取締役社長　松浦 昌宏 殿

再発防止委員会の最終報告書
（要約版）

再 発 防 止 委 員 会
委　員　長　金重 凱之
副委員長　　堂野 達之

第 1 章 はじめに

本報告書は、株式会社ウイルコホールディングス（以下「WHD」という。）が作成した改善計画・状況報告書に基づき、再発防止委員会が 2025 年 4 月 28 日時点でのモニタリング状況を評価し意見を述べるものである。なお、本報告書は、WHD の関係者からの聴取及び提出資料の範囲で意見を述べたものであり、何らかの結果や成果を保証するものではない。

第 2 章 中間報告書「再発防止のための新たな企業ガバナンス確立」実施状況

1. 創業者の退場

創業者は取締役を辞任し、WHD グループの経営に関与していないが、株主としての影響力は依然として存在している。創業者の影響力を排除するため、社外取締役が注視する必要がある。

2. 旧経営陣の退任と新経営陣

新役員体制が整備され、若林圭太郎氏以外の全役員が退任し、新たに取締役 3 名（若林取締役含む）、社外取締役 1 名、取締役・監査等委員 1 名、取締役・監査等委員（社外 2 名）が就任した。

3. 取締役相互のけん制・監視機能の強化

チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）が創設され、鈴木正守氏が 2024 年 7 月 29 日に CCO に就任し、2025 年 2 月 25 日には大関暁夫社外取締役が CCO に就任した。取締役会の管理・監督機能の強化として、取締役会開催日の 5 日前までに議案及び関連資料を送付することが徹底され、議案の事前確認時間が従前よりも確保された。

4. 取締役に対する監査・検証機能の強化

役員連絡会における報告・検討事案の社外取締役への共有、社外取締役による常勤取締役との面談が行われている。また、内部監査室が社長直属として設置されたが、必ずしも監査等委員会の監査・検証機能の強化に繋がっているとは言い難く、今後の継続的な取組みを期待する。

5. 新たな企業風土・企業文化の醸成

社長による社員向け定期メッセージ配信、社長と幹部社員との定期面談、社長と一般社員とのスモールミーティングが行われている。企業理念へのコンプライアンス項目の追加検討や目安箱制度の運用も進められている。

第 3 章 新たな内部統制システムの徹底の実施状況

1. コンプライアンス推進部の設置と任務

コンプライアンス推進部が発足し、内部通報制度が刷新された。また、2025 年 1 月 1 日に内部通報制度が刷新され、パンフレットやカードが配布された。

2. 各種コンプライアンス活動の推進

コンプライアンス管理規程が改訂され、コンプライアンス・カードが全社員に配布されました。その他の提言については、計画から遅れているが、運用に向けた整備が行われている。

3. 内部通報制度の実効化

社外通報窓口が設置され、外部の弁護士が通報を受け付ける体制が整備された。窓口の独立性や守秘性が確保され、2025 年 4 月 16 日までに 5 件の匿名投稿に対処した。

4. 危機対処の仕組みの活性化

総合リスク管理委員会事務局の設置や緊急対策本部設置基準の明確化は整備・運用が遅れているため、継続した取り組みを期待する。

5. コンプライアンス教育・研修の強化

3 年前から契約弁護士により管理担当取締役や管理本部メンバーに対して毎月開催しているコンプライアンス研修や CCO によるコンプライアンス研修の関連資料や録画データを社内イントラネットに保存し、全社員に共有する準備が進められている。年間研修計画も取締役会で承認された。

6. アンケート調査によるコンプライアンス実態検証

2 回目のアンケートは行われず、社長・CCO と一般社員とのスモールミーティングが実施された。社長と CCO が一般社員と対面でのコミュニケーションを通じて聴取した社員の声は、新体制にとって一定の効果があると認める。

第 4 章 総括

企業ガバナンス確立や内部通報制度の整備については一定の進捗が見られるが、内部統制システムの徹底やコンプライアンス意識の醸成については、新たな内部統制システムの徹底、特にコンプライアンス意識の醸成のための教育・研修や危機対処の仕組みの活性化を、今後も継続して経営陣と社員との対話の機会を増やし、具体的な取り組みを継続的に進めていくべきであると思料する。

この報告書は、WHD の企業ガバナンスと内部統制システムの改善状況を評価し、今後の取り組みの方向性を示している。再発防止委員会は、WHD が提言に基づき、企業ガバナンスの確立や内部統制システムの徹底を進めることを期待している。

改善措置の実施計画と進捗状況（2025 年 4 月 28 日時点）

→：検討・整備　⇒：実施・運用

改善措置項目	2024 年					2025 年			
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
Ⅴ-1　新たなコーポレートガバナンスの確立									
Ⅴ-1-(1)　創業者の影響力の排除	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(2)　現経営陣の退任				→	→	→	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(3)　役員連絡会検討事案の社外取締役への共有			→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(4)　取締役会資料の早期送付		→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(5)　社外取締役による常勤取締役との面談					→	→	→	→	→
Ⅴ-1-(6)　経営計画策定への社外取締役の参画					→	→	→	→	→
Ⅴ-1-(7)　社長による社員向け定期メッセージ配信			→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(8)　社長と幹部社員との定期面談			→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-1-(9)　社長と一般社員とのスモールミーティング開催			→	→	→	→	→	⇒	⇒
Ⅴ-1-(10) 企業理念・成功への十訓へのコンプライアンス項目追加						→	→	→	→
Ⅴ-1-(11) 目安箱制度の運用開始						→	→	→	⇒
Ⅴ-2　新たな内部統制システムの徹底									
Ⅴ-2-(1)　CCO(チーフコンプライアンスオフィサー)の創設	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-2-(2)　コンプライアンス管理規程の改訂						→	→	→	⇒
Ⅴ-2-(3)　コンプライアンス推進部の設置	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-2-(4)　内部監査室の設置					→	→	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-2-(5)　権限基準表の見直し			→	→	→	→	→	⇒	⇒
Ⅴ-2-(6)　取締役会におけるコンプライアンス・アワー設定（注１）						→	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-2-(7)　行動規範の改訂						→	→	→	→
Ⅴ-2-(8)　労務勤怠管理のデジタル化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-2-(9)　助成金等の申請に関する研修の実施						→	→	→	→
Ⅴ-3　内部通報制度の実効化									
Ⅴ-3-(1)　社外通報窓口の再設置					→	⇒	⇒	⇒	⇒
Ⅴ-4　危機対処の仕組みの活性化									
Ⅴ-4-(1)　総合リスク管理委員会事務局の設置						→	→	→	→
Ⅴ-4-(2)　緊急対策本部設置基準の明確化						→	→	→	→
Ⅴ-5　コンプライアンス教育・研修の強化									
Ⅴ-5-(1)　年間研修計画の立案						→	→	→	⇒
Ⅴ-5-(2)　コンプライアンス教育の開催					→	→	→	→	⇒
Ⅴ-6　アンケート調査実施（コンプライアンス実態検証）						→	→	→	→

注１：コンプライアンス・アワー

毎回の取締役会において、コンプライアンスに関し報告、協議及び決議する時間をコンプライアンス・アワーとして定例化し、コンプライアンス計画の進捗状況等について話し合い、意見交換する中で取締役相互の牽制･監視機能を強化することを目的とし、2025 年 2 月開催の定時取締役会から毎月開催しております。

注２：アンケート調査実施

V-1-(9) 社長と一般社員とのスモールミーティングにて聴取した意見をコンプライアンス・アワーで社外取締役を含めた全ての取締役と共有しました。